

富山県警察職員の高齢者部分休業の運用について（例規通達）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）、県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年富山県条例第7号）及び県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する規則（平成17年富山県人事委員会規則第236号）に基づき、富山県警察職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の高齢者部分休業の運用に関して下記のとおり定め、令和5年4月1日から施行することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

- 1 高齢者部分休業をすることができる職員
55歳に達した職員
- 2 高齢者部分休業の期間
職員が4の規定による申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの全期間
- 3 高齢者部分休業の承認の基準
 - (1) 55歳から60歳に達する年度末までの職員は、1週間を通じて通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。
 - (2) 60歳に達する年度の翌年度から定年退職日までの職員は、1日当たり30分を限度とし、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 4 高齢者部分休業の申請
 - (1) 高齢者部分休業の承認を受けようとする職員は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、高齢者部分休業承認申請書（別記様式第1号）により申請するものとする。
 - (2) (1)の承認の申請は、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。
 - (3) 3(1)の期間から承認を受けている職員は、3(2)の期間が始まる1月前までに、高齢者部分休業承認申請書（別記様式第1号）により休業期間を改めて申し出るものとする。
- 5 高齢者部分休業の承認
4の規定による申請又は9の規定による申出（以下5において「申請等」という。）があった場合には、本部長は、公務の運営に支障がないと認めるときはこれを承認し、速やかに当該職員に対して高齢者部分休業承認通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。
なお、「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、高齢者部分休業の申請等に係る時期における職員の業務の内容及び業務量、当該申請等に係る期間について当該申請等をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものとする。
- 6 高齢者部分休業取得中の給与
職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第15条の規定にかかわらず、勤務しない時間に応じて減額した給与を支給する。

7 退職手当の取扱い

高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）第8条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。

8 承認の取消し又は休業時間の短縮

(1) 本部長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(2) (1)の規定により休業時間の短縮の同意を得る場合には、当該職員に高齢者部分休業時間短縮同意書（別記様式第3号）を提出させるものとする。

(3) 高齢者部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、共通事務システムに入力するものとする。

9 休業時間の延長

(1) 本部長は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(2) 休業時間の延長の申請は、高齢者部分休業時間延長申請書（別記様式第4号）により、休業時間の延長を始めようとする日の1週間前までに行うものとする。

10 不利益取扱いの禁止

職員は、高齢者部分休業を理由として不利益な取扱いを受けない。

別記様式省略